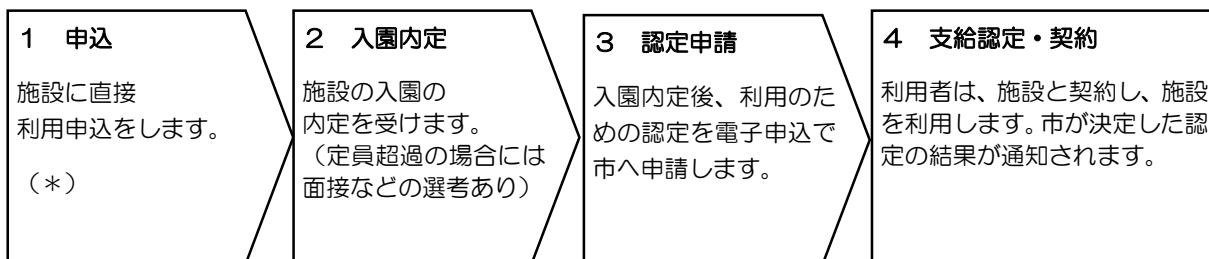


■新規入園の手続き【幼稚園・1号】（保育を必要とする事由なし）



＊公立認定こども園を利用希望の方は P.1 の「書類の提出先について」を確認のうえで申込みしてください。

次年度 4 月入園一斉募集時：市ホームページから申込 年度途中入園希望時：市ホームページから申込

公立認定こども園の 3 歳児クラスは 1 号認定での新規入所はできません（障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童を除く）。2 号認定からの切替の場合のみ 1 号認定で利用可能です。また、公立認定こども園を 1 号認定で利用することができるのは、豊中市に住民票がある児童だけです。

1. 1 号認定（保育を必要とする事由なし）の施設利用申込について

1 号認定でご利用できる施設には、私立幼稚園・私立認定こども園・公立認定こども園があります。

私立幼稚園には、新制度の施設と従来制度（私学助成）の施設とがあります。各施設の制度状況については、P.37 以降の施設一覧をご覧ください。

新制度施設と従来制度施設の比較

	新制度施設	従来制度の施設
受入年齢	満 3 歳児～5 歳児 施設によって異なります。詳細は P.37 施設一覧をご覧ください。	
保育時間	1 日 5 時間程度が基本	
一時預かり	施設によっては基準の保育時間前後や土曜・日曜、長期休業期間中に一時預かりを実施しています。一時預かりを利用する場合は、別途預かり保育料※（延長保育料）がかかります。実施状況・料金は各施設にお問い合わせください。	
保育料	無償	月 25,700 円を上限として無償
その他料金	特定保育料（入園金含む）、主食費・副食費※、その他実費徴収 等 費用の詳細については、各施設にお問い合わせください	入園金、主食費・副食費※、その他実費徴収 等

※副食費については世帯の市民税所得割額・きょうだいの人数により免除制度があります。詳細は P.23

※無償化に伴う新 2 号認定・新 3 号認定を受けた場合、預かり保育料も無償化の対象となります。詳細は P.28

2. 支給認定申請に必要な手続き

必要な手続き	備考
☐ 施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請	入園内定後に電子申込

3. 豊中市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合

利用を希望する施設へ直接申し込んでください。

新制度の幼稚園・認定こども園であれば、入園内定後に電子申込で豊中市へ 1 号認定申請を行います。

新 1 号認定・新 2 号認定・新 3 号認定を受けるには申請が必要です（詳細は P.28）。

【新規入所の手続き1号】

4. 入園までの流れ （詳しい日程は各施設にお問い合わせください）

